

学校いじめ防止基本方針について

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

船橋市立三山東小学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等のための対策は、本校のすべての児童が、「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」し、いじめは、しない・させない・許さないを基本に、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけ、「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ことを基本として行う。また、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、教育委員会、地域社会、千葉県警察スクールサポーター等、保護者、家庭その他の関係する機関と連携の下、対策に取り組む。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第1章総則）

※いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為でもなく、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応すること。

（千葉県いじめ防止基本方針）

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものである」、「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である」という基本認識にたち、すべての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」を策定することとした。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめの認知

教職員が他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように努める。

(4) いじめの理解

県基本方針に基づき、本校ではいじめについて以下の①～④の視点をもつこととする。

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであること。
- ② いじめは、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験すること。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせること。
- ④ 学級や部活動等の所属集団など構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすること。

(5) 本校及び本校の教職員の役割

- ① 本校及び本校の教職員は、保護者、地域住民、スクールサポーター、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要があること。
- ② 学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築する。
- ③ 学校は警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 学校いじめ対策組織について

本校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うことと、いじめ防止等の対策のための組織を置く必要があることから、「生徒指導部会」と「いじめ防止対策委員会」の2つを設置し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることとする。組織の概要は以下のとおりである。

① 生徒指導部会

校長・教頭・生徒指導主任・音楽専科・学年生徒指導担当・養護教諭

- ・月1回の活動を行う。
- ・内容としては問題を有する児童についての現状や指導についての情報の共有。
- ・指導方法の話し合いや校内ルールについての話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任・音楽専科・学年主任・当該教諭・養護教諭・S C

(特別支援教育コーディネーター) ※その他必要に応じて、関係する教職員等が参加する

- ・いじめの現状の確認や指導方法などを話し合う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有
- いじめの疑いに係る情報があったときには、必要に応じて緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・重大事態の場合は、関係機関と連携をし、対応に当たる。

(2) いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止のためには、普段からいじめは「しない・させない・ゆるさない」という雰囲気や学級・学校全体に醸成していくことが大切である。それには日頃から「いじめとは何か」について具体的な認識を共有する必要がある。また、すべての児童がそれぞれに活躍できる場所を与え、自己肯定感や自己有用感を高める働きかけを行うことも大切である。

- ① 教育活動全体を通じ、全ての児童にいじめは「しない・させない・ゆるさない」ことの理解を深める。
- ② 生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業展開
自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全、安心な風土の醸成等の視点に基づいた授業づくりをし、児童一人一人が自己指導能力を身につけられるよう自己肯定感や自己有用感を高めることに努める。
- ③ 道徳教育の時間の題材や映像教材を通じ、児童がいじめ問題を主体的に考えることができる機会を設ける。
- ④ 児童間で問題が起こった際は、その都度、児童がとった行動についてふり返らせ、原因を児童自身が把握し、解決できるよう支援する。
- ⑤ 全学年、学年内交換授業を推進し、児童の実態を教職員間で共通理解に努める。
- ⑥ 充実した教育活動の実践

| 月 | 指 導 目 標 | 生 活 指 導 |
|----|---|-------------------------------------|
| 4 | チャイムの合図で行動しよう (時計を見て時間を守ろう) 進んであいさつをしよう | 指導体制の確認、配慮を要する児童の掌握、学区訪問、SOS の出し方教育 |
| 5 | 怪我に気をつけて行動しよう | 学区訪問 |
| 6 | いじめについて考えよう 雨の日の過ごし方を工夫しよう | 健康や安全に対する生活指導 いじめゼロ宣言 |
| 7 | 給食をしっかり食べ、じょうぶな体をつくろう | 夏休みの事前指導 (全体指導、学級指導、全校集会での話) |
| 9 | さわやかなあいさつをしよう 「おはようございます」「さようなら」のあいさつ | 夏休みの事後指導 配慮を要する児童の再確認 |
| 10 | 仲間を大切にしよう | 学校生活の見直しと改善、運動会 友達との関わり方 (いじめ) |
| 11 | 本をたくさん読もう | 読書マラソンなど本に親しむ取り組みの推進・縦割り清掃の充実 |
| 12 | 外で元気に遊ぼう | 冬休みの事前指導 (全体指導、学級指導、全校集会での話) |
| 1 | 寒さに負けない体づくりをしよう | 健康に関する生活指導 |
| 2 | 感謝の気持ちをあらわそう | 歌で送る音楽会、卒業式などの取り組みを通じて |
| 3 | 学校をすみずみまできれいにしよう | 大掃除について 1年間の反省、春休みの過ごし方の指導 |

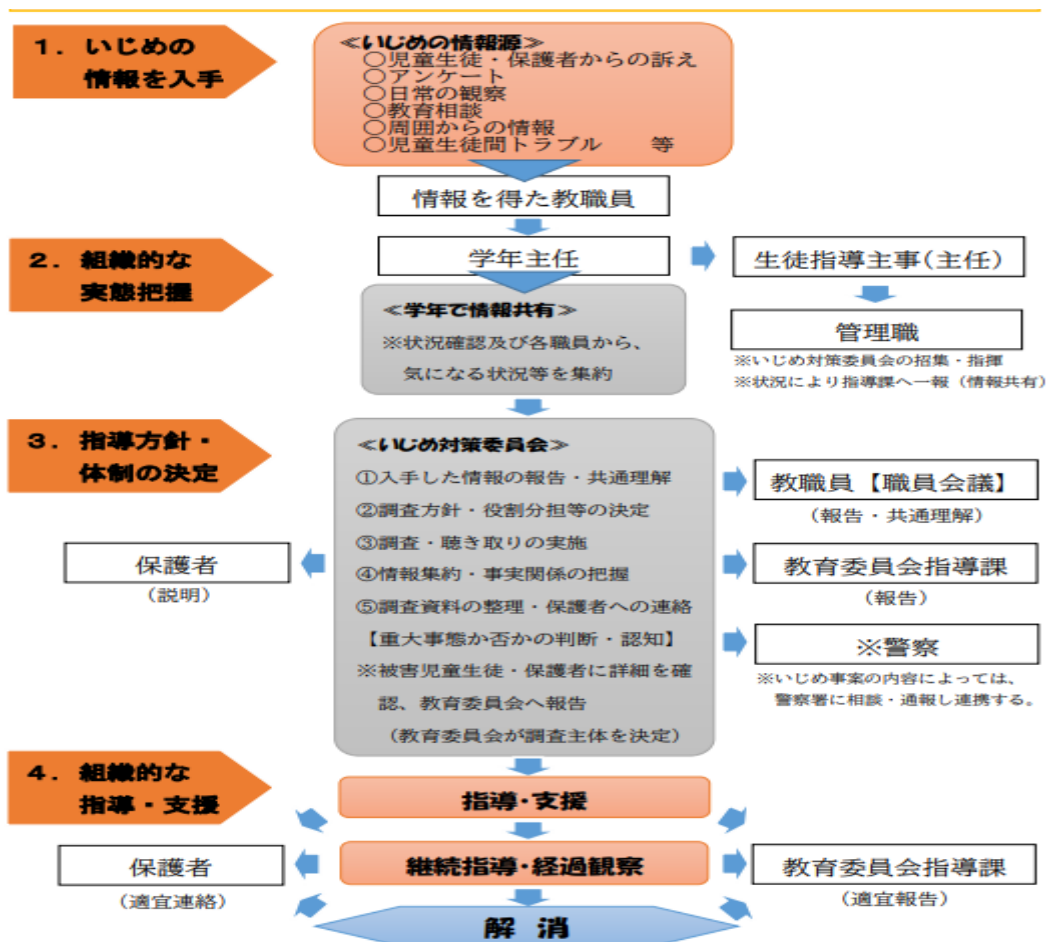
- ⑦ インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組
- ・インターネットを使用する際に、情報モラルとして、人を中傷する言葉を使ってはいけないことや、それを見たらすぐに知らせることを児童に指導する。

(3) いじめ早期発見のための取組み

早期発見のためには、日常的な関わりの中での観察やアンケートの実施、教育相談の充実が必要不可欠である。また、家庭や千葉県警察スクールサポーター等、地域との連携を図り、より多くの目で児童を見守っていく必要がある。

- ① 日常的な関わりの中での観察
- ② アンケート調査（6月、11月、2月）
- ③ 家庭・地域との連携（学校便り、保護者会、HP）

(4) いじめに対する措置



※いじめの解消とは

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3カ月を目安）していること。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) その他

- ① 学校の教育活動に関する保護者アンケートの項目に次の2点を加え、適正に本校の取組を評価する。

- いじめの早期発見の取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。